

令和 7・8 年度 入札参加資格審査申請書提出要領 【測量及び建設コンサルタント等業務】 追加申請

広島県府中市

1. 資格審査

府中市が令和 7・8 年度に発注する測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を所定の期日までに提出してください。

2. 申請書等の提出方法等

(1) 電子申請（注） 1

広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会による「令和 7・8 年度測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請（追加申請）の手引」、府中市による「当提出要領」及び「作成上の注意事項」を参考に申請を行ってください。

提出方法	電子入札等システムにより申請し、指定した添付書類を持参又は郵送等により提出してください。
受付期間 （注） 2	令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 1 5 日（火）まで
提出先	〒 7 2 6 - 8 6 0 1 広島県府中市府川町 3 1 5 府中市建設部監理課

（注） 1 電子申請を行うには、広島県と県内市町が共同で運営する「電子入札等システム」の利用者登録の手続きが必要となります。

詳細は下記ホームページで確認してください。

広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会ホームページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

（注） 2 電子申請が可能な時間は、9 時～17 時です。

また、添付書類の受付は、土・日曜日・祝日を除く 9 時～17 時です。

(2) 書面申請

府中市による「当提出要領」及び「作成上の注意事項」を参考に申請を行っ

てください。

提出方法	申請書類等を持参又は郵送等により提出してください。
受付期間 (注) 1	令和7年4月1日(火)から令和8年9月15日(火)まで
提出先	〒726-8601 広島県府中市府川町315 府中市建設部監理課

(注) 1 受付は、土・日曜日・祝日を除く9時～17時です。

(3) 認定日について

電子申請、書面申請いずれも、毎月15日(閉庁日の場合は翌営業日)までの申請受付分を、翌々月初旬に認定する予定です。なお、初回認定は令和7年7月初旬の予定です。

3. 申請資格

次の各号に該当する者は入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 「測量」分野を希望する者で、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (3) 「建築関係建設コンサルタント業務」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (4) 「その他業務」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定による登録を受けていない者
- (5) 直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野(測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他)について、業務を行った実績(年間平均実績高の記載)のない者
- (6) 資格審査の申請を行うときに、府中市に納付すべき市税の滞納がある者(法人の場合は、代表者個人の市税も含む)

- (7) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (8) 資格審査の申請において虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者

建設業者等指名除外要綱により、府中市の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

また、会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

4. 入札参加資格の通知等

- (1) 認定の通知について

- ① 市内業者

申請者に郵送で通知します。

- ② 市外業者

有資格者名簿を府中市ホームページに掲載することで通知とします。

- (2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び資格の認定を受けることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。

- (3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和9年3月31日まで有効です。ただし、この資格は、令和9年度においてもその年度における資格が認定されるまでは有効とします。

- (4) 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、測量及びコンサルタント等業務入札参加資格者名簿を作成し、府中市監理課及び府中市ホームページで公表します。

5. 提出書類

- (1) 提出書類は、別表のとおりとします。様式の定められているものは、所定の

様式で提出してください。

- (2) 「3」、「9」、「13」、「14」及び「15」の提出書類については、資格審査を申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
- (3) 申請者が土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係建設コンサルタント業務を希望し、かつ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であるときは、各種登録規程による現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、「12」の希望業務実績調書（注）、「13」の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し及び「16」の財務諸表については省略できます。
- (4) 提出する書類は原則A4版の書面とし、別表に記載の書類を上から順に重ね、クリップで止めて提出してください。（ファイル綴じ等は不要、ホッチキス留めはしないでください。）
- (5) 提出書類の中で「写し等」を提出する場合には、複写機による鮮明なものとし、B4版以上の書類等についてはA4版に縮小して提出してください。
- (6) 業種追加のみの場合は、「1」、「2」、「3」、「4」、「5」、「6」、「7」、「8」及び「12」の書類を提出してください。

注：「12」の希望業務実績調書は、現況報告書に記載以外の分野のものは省略できません。別途作成してください。

6. その他

- (1) 記載内容及び添付書類等に不備がある場合は申請書を受理できません。
- (2) 提出期間を過ぎると受け付けることはできませんので、期間中に必ず申請してください。
- (3) 入札参加資格審査申請書の提出後に申請内容に変更があった場合は、必ず変更届を提出してください。
ただし、認定された格付等は、有効期間内において、原則変更しません。

別表

「○」は、書面による提出を要するもの

「△」は、該当者のみ書面による提出を要するもの

番号	提出書類		提出の要否	備考
1	送信完了兼受付票		○	電子申請者のみ
2	入札参加資格審査申請書 (府中市様式第1号)		○	書面申請者のみ
3	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し		△	申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたもの 更新中の場合は、それを証するもの
4	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し		△	
5	営業所一覧表 (府中市様式第2号)		△	委任がある場合
6	委任状 (府中市様式第3号)		△	委任がある場合
7	誓約書 (府中市様式第4号)		○	
8	有資格技術職員名簿 (府中市様式第5号)		○	
9	印鑑証明書(原本又は写し)		○	申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたもの
10	使用印鑑届 (府中市様式第6号)		△	実印と異なる印鑑を契約や請求に使用する 場合
11	振込口座登録依頼書 (府中市様式第7号)		○	
12	希望業務実績調書 (府中市様式第8号)		○	
13	登記事項証明書(商業登記簿謄本)(原本又は写し)【法人】		△	書面提出者のみ 申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたもの
14	府中市税完納証明書(原本)	法人又は 個人経営	△	申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたもの <u>府中市に納税義務がない場合は不要</u>
		法人代表者個人	△	
15	消費税及び地方消費税の納税証明書(原本又は写し)		○ 電子納税証明の場合は 電子データを添付	申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたもの
16	財務諸表 (直前1年の事業年度)		○	法人の場合は、「貸借対照表」「損益計算書」 「株式資本等変動計算書」「注記表」 個人の場合は、「貸借対照表」「損益計算書」
17	受付返信用封筒又ははがき(切手貼付) (受付票参考様式)		△	府中市が申請書類を受付したかの確認を希望 する場合(受付票は任意様式でも可)

※業種追加のみの場合は、「1」、「2」、「3」、「4」、「5」、「6」、「7」、「8」及び「12」の書類を提出してください。